

【条例】 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号）

【規則】 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 141 号）

【要領】 東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領（24 福保高介第 1882 号）

（☆は準用を示す）

条例	規則	要領
<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 3 条）</p> <p>第 4 章 訪問看護</p> <p>第 1 節 基本方針（第 63 条）</p> <p>第 2 節 人員に関する基準（第 64 条・第 65 条）</p> <p>第 3 節 設備に関する基準（第 66 条）</p> <p>第 4 節 運営に関する基準（第 67 条—第 78 条）</p> <p>第 1 章 総則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第二号、<u>第 72 条の 2 第 1 項各号</u>並びに第 74 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、東京都の区域（八王子市を除く区域をいう。）における指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）</p> <p>第 4 章 訪問看護（第 12 条・第 13 条）</p> <p>第 1 章 総則 (趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項第二号並びに第 74 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「居宅基準」という。）については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 111 号。以下、「居宅条例」という。）及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 141 号。以下「居宅規則」という。）に、法第 115 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づく「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（以下「予防基準」という。）については、東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 112 号。以下「予防条例」という。）及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則（平成 24 年東京都規則第 142 号。以下「予防規則」という。）により定めるところである。この要領は、居宅条例、居宅規則、予防条例及び予防規則の施行について必要な内容を定めるものとする。</p> <p>第 1 居宅条例及び予防条例の性格</p> <p>1 居宅条例及び予防条例は、指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければならないこと。</p> <p>2 指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの指定又は更新は受けられず、また、運営開始後、基準に違反することが明らかになった場合には、①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行い、②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表し、③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に</p>

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>(用語)</p> <p>第2条 この規則において「常勤換算方法」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数</p>	<p>係る措置を採るよう命令することができるものであること。また、③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができる。ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができるものであること。</p> <p>① 次に掲げるときその他の事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき</p> <p>イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき</p> <p>ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき</p> <p>② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき</p> <p>③その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき</p> <p>3 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が十分に確認されない限り指定を行わないものとする。</p> <p>4 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであること。</p> <p>第2 総論</p> <p>1 事業者指定の単位について</p> <p>事業者の指定は、原則としてサービス提供の拠点ごとに行うものとする。ただし、同一法人に限り別に定める要件を満たす場合、この限りではない。</p> <p>2 用語の定義</p> <p>居宅条例第2条及び予防条例第2条において、一定の用語についてその定義を明らかにしているところであるが、以下は、同条に定義が置かれて</p>
---	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>一 居宅サービス事業者 法第8条第1項に規定する居宅サービス事業を行う者をいう。</p> <p>二 指定居宅サービス事業者 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。</p> <p>三 指定居宅サービス 法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。</p> <p>四 利用料 法第41条第1項に規定する居宅介護サービス費の支給の対象となる費用に係る利用者が負担すべき対価をいう。</p> <p>五 居宅介護サービス費用基準額 法第41条第4項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定居宅サービスに要した費用の額を超えるときは、当該費用の額）をいう。</p> <p>六 法定代理受領サービス 法第41条第6項の規定により居宅介護サービス費が利用者に代わり当該指定居宅サービス事業者を支払われる場合における当該居宅介護サービス費に係る指定居宅サービスをいう。</p> <p>七 基準該当居宅サービス 法第42条第1項第二号に規定する基準該当居宅サービスをいう。</p> <p><u>八 共生型居宅サービス 法第72条の2第1項の申請に係る法第41条第1項の指定を受けた者による指定居宅サービスをいう。</u></p> <p>2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p>	<p>で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。</p>	<p>いる用語について、その意味をより明確なものとするとともに、基準中に用いられている用語であって、定義規定が置かれていないものの意味を明らかにするものである。</p> <p>(1) 「常勤換算方法」</p> <p>当該指定居宅サービス事業所及び指定介護予防サービス事業所の従業者の勤務延時間の総数を、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る時間数を定められている場合は、週32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。</p> <p>この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、当該事業所が訪問介護と訪問看護の指定を重複して受ける場合であって、ある従業者が訪問介護員等と看護師等を兼務する場合、訪問介護員等の勤務延時間数には、訪問介護員等としての勤務時間だけを算入することとなるものであること。</p> <p>(2) 「勤務延時間数」</p> <p>勤務表上、当該居宅サービス事業又は介護予防サービス事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者1人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限とすること。</p> <p>(3) 「常勤」</p> <p>当該指定居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所における勤務時間が、当該事業所の就業規則等において定める常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る時間数を定められている場合は、週32時間を基本とする。）に達する勤務体制を定められていることをいう。ただし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を週30時間として取り扱うことを可能とする。</p> <p>また、同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられる管理者の職務については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(指定居宅サービスの事業の一般原則)</p> <p>第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定居宅サービスの提供に努めなければならない。</p>		<p>満たすものであることとする。例えば、1の事業者によって行われる指定訪問介護事業所と<u>指定訪問入浴介護事業所</u>が併設されている場合、指定訪問介護事業所の管理者と<u>指定訪問入浴介護事業所</u>の管理者を兼務している者は、その勤務時間の合計が所定の時間に達していれば、常勤要件を満たすこととなる。</p> <p><u>また、指定通所リハビリテーション（一時間以上二時間未満に限る）又は指定介護予防通所リハビリテーションが、保険医療機関において医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションが同じ訓練室で実施されている場合に限り、専ら当該指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料のいずれかを算定すべきリハビリテーションに従事して差し支えない。ただし、当該従事者が指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションに従事していない時間帯については、基準第百十一条第二項の従事者の員数及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示（第九十五号）の二十四の二のイの従業者の合計数に含めない。</u></p> <p>(4) 「専ら従事する」「専ら提供に当たる」</p> <p>原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいうものである。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間（指定通所介護及び指定通所リハビリテーションについては、サービスの単位ごとの提供時間）をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。ただし、通所介護及び通所リハビリテーションについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるものである。</p> <p>(5) 「前年度の平均値」（居宅規則第31条第3項、第44条第2項、第57条第3項及び第61条第3項関係）</p> <p>〔略〕</p> <p>3 指定居宅サービスと指定介護予防サービス等の一体的運営等について</p> <p>指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定介護予防サ</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>2 指定居宅サービス事業者は、地域との結び付きを重視した運営を行い、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p>		<p>サービス等又は基準該当介護予防サービス等に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定介護予防サービス等又は基準該当介護予防サービス等の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、介護予防における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。</p> <p>例えば、訪問介護においては、指定居宅サービスにおいても、<u>第一号訪問事業（指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）</u>においても、訪問介護員等を常勤換算方法で2.5人以上配置しなければならないとされているが、同じ事業所で一体的に運営している場合には、合わせて常勤換算方法で5人以上を置かなければならないという趣旨ではなく、常勤換算方法で二2.5人以上配置していることで、指定居宅サービスに該当する訪問介護も、<u>第一号訪問事業</u>も、双方の基準を満たすこととするという趣旨である。</p> <p>設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この30人に<u>第一号通所事業（指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）</u>の利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。</p> <p>要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来<u>どおり</u>の体制を確保していれば、指定介護予防サービス等の基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。</p> <p>なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。</p> <p>また、例えば、指定居宅サービスと緩和した基準による第一号訪問事業等を一体的に運営する場合には、緩和した基準による第一号訪問事業等については、区市町村がサービス内容等に応じて基準を定められるが、例えば、サービス</p>
--	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>第4章 訪問看護</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>(基本方針)</p> <p>第63条 指定居宅サービスに該当する訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）の事業は、利用者が要介護状態となった場合、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。</p> <p>第2節 人員に関する基準</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第64条 指定訪問看護の事業を行う者（以下「指定訪問看護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定訪問看護事業所」という。）ごとに、次に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定める看護師その他の指定訪問看護の提供に当たる従業者（以下「看護師等」という。）を規則で定める基準により置かなければならない。</p> <p>一 病院又は診療所以外の指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護ステーション」という。）</p> <p>イ 保健師、看護師又は准看護師（以下この条において「看護職員」という。）</p> <p>ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士</p> <p>二 病院又は診療所である指定訪問看護事業所（以下「指定訪問看護を担当する医療機関」という。） 指定訪問看護の提供に当たる看護職員</p> <p>2 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第64条第1項に規定する指定介護予防訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護（指定介護予防サービス等基準条例第63条に規定する指定介護予防訪問看護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第64条第</p>	<p>第4章 訪問看護</p> <p>(従業者の配置の基準)</p> <p>第12条 条例第64条第1項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる指定訪問看護事業所の区分に応じ、当該各号に定める員数とする。</p> <p>一 指定訪問看護ステーション</p> <p>イ 看護職員（条例第64条第1項第一号イに規定する看護職員をいう。以下この条において同じ。） 常勤換算方法で、2.5以上</p> <p>ロ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 当該指定訪問看護ステーションの実情に応じた適当数</p> <p>二 指定訪問看護を担当する医療機関 指定訪問看護の提供に当たる看護職員 適当数</p> <p>2 前項第一号イの看護職員のうち1人は、常勤の者でなければならない。</p>	<p>提供責任者であれば、要介護者数で介護給付の基準を満たす必要があるので留意されたい。</p> <p>第3 介護サービス</p> <p>3 訪問看護</p> <p>1 人員に関する基準</p> <p>(1) 看護師等の員数（居宅条例第64条）</p> <p>① 指定訪問看護ステーションの場合（居宅条例第64条第1項第一号）</p> <p>イ 指定訪問看護ステーションにおける保健師、看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）の員数については、常勤換算方法で2.5人以上と定められたが、これについては、職員の支援体制等を考慮した最小限の員数として定められたものであり、各地域におけるサービス利用の状況や利用者数及び指定訪問看護の事業の業務量を考慮し、適切な員数の人員を確保するものとする。</p> <p>ロ 勤務日及び勤務時間が不定期な看護師等についての勤務延時間数の算定については、指定訪問介護の場合と同様である。</p> <p>ハ 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士については、実情に応じた適当数を配置するものとする（配置しないことも可能である。）。</p> <p>二 出張所等があるときは、常勤換算を行う際の事業所の看護職員の勤務延時間数とは、出張所等における勤務延時間数も含めるものとする。</p> <p>② 指定訪問看護を担当する医療機関の場合（居宅条例第64条第1項第二号）</p> <p>指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護の提供に当たる看護職員を適当数置かなければならない。</p>
---	---	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都規集で御確認ください。

<p>1 項に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>3 指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準省令」という。）第3条の4第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護（指定地域密着型サービス基準省令第3条の2に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき区市町村の条例において定められる人員に関する基準（指定地域密着型サービス基準省令第3条の4第1項第四号イに規定する基準に相当するものをいう。）を満たすとき（次項の規定により第1項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たすものとみなすときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>4 指定訪問看護事業者が指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービス基準省令第171条第14項に規定する指定複合型サービス事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準省令第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）の事業が同一の事業所において一体的に運営される場合については、法第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき区市町村の条例において定められる人員に関する基準（指定地域密着型サービス基準省令第171条第4項に規定する基準に相当するものをいう。）を満たすとき（前項の規定により第1項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たすものとみなすときを除く。）は、当該指定訪問看護事業者は、第1項第一号イ及び第二号に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p>（管理者）</p> <p>第65条 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護ステーションにおいて指定訪問看護ステーションを管理する者（以下この条において「管理者」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 管理者は、専ら当該指定訪問看護ステーションの管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地</p>		<p>③ 指定定期巡回・随時対応訪問介護看護又は指定看護小規模多機能型居宅介護との一体的運営について（居宅条例第64条第3項及び第4項）</p> <p>指定訪問看護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、当該事業が指定訪問看護事業所と同じ事業所で一体的に運営されている場合については、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業又は指定看護小規模多機能型居宅介護（以下③において「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等」という。）の指定を受ける上で必要とされている看護職員の員数（常勤換算方法で2.5）を配置していることをもって、指定訪問看護の看護職員の人員基準を満たしているものとみなすことができることとしている。</p> <p>なお、指定訪問看護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしていることにより指定訪問看護の看護職員の人員配置基準を満たしているものとみなされている場合については、当該指定訪問看護事業の人員配置基準を満たしていることをもって別の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業等の看護職員の人員配置基準を満たしているものとはみなされないので留意すること。</p> <p>(2) 指定訪問看護ステーションの管理者(居宅条例第65条)</p> <p>① 訪問看護ステーションの管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該指定訪問看護ステーションの管理業務に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。</p> <p>イ 当該指定訪問看護ステーションの看護職員としての職務に従事する場合</p>
---	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。</p> <p>3 管理者は、保健師又は看護師でなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>4 管理者は、指定訪問看護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第3節 設備に関する基準 (設備及び備品等)</p> <p>第66条 指定訪問看護ステーションは、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の事務室を設けるほか、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。ただし、当該指定訪問看護ステーションの同一敷地内に他の事業所、施設等がある場合は、専用の事務室に代えて、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けることで足りる。</p> <p>2 指定訪問看護を担当する医療機関は、事業の運</p>		<p>ロ 当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合に、当該訪問看護ステーションの管理者又は看護職員としての職務に従事する場合</p> <p>ハ 同一敷地内にある等、特に当該指定訪問看護ステーションの管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、併設される入所施設における看護業務（管理業務を含む。）との兼務は管理者の業務に支障があると考えられるが、施設における勤務時間が極めて限られている職員の場合には、例外的に認められる場合もありうる。）</p> <p>② 指定訪問看護ステーションの管理者は、管理者としてふさわしいと認められる保健師又は看護師であつて、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第3項の規定により保健師又は看護師の業務の停止を命ぜられ、業務停止の期間終了後2年を経過しない者に該当しないものである。</p> <p>③ 管理者の長期間の傷病又は出張等のやむを得ない理由がある場合には、老人の福祉の向上に関し相当の知識、経験及び熱意を有し、過去の経歴等を勘案して指定訪問看護ステーションの管理者としてふさわしいと知事に認められた者であれば、管理者として保健師又は看護師以外の者をあてることができるものとする。ただし、この場合においても、可能な限り速やかに常勤の保健師又は看護師の管理者が確保されるように努めなければならないものである。</p> <p>④ 指定訪問看護ステーションの管理者は、医療機関における看護、訪問看護又は訪問指導の業務に従事した経験のある者である必要がある。さらに、管理者としての資質を確保するために関連機関が提供する研修等を受講していることが望ましい。</p> <p>2 設備に関する基準</p> <p>(1) 指定訪問看護ステーションの場合（居宅条例第66条第1項）</p> <p>① 指定訪問看護ステーションには、運営に必要な面積を有する専用の事務室を設ける必要がある。ただし、当該指定訪問看護ステーションが健康保険法による指定を受けた訪問看護ステーションである場合には、両者を共用することは差し支えない。また、当該指定訪問看護ステーションが、同一事業者の他の事業の事業所を兼ねる場合のみ、必要な広さの専用の区画を有することで差し</p>
---	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>営を行うために必要な広さを有する専ら指定訪問看護の事業の用に供する区画を設けるとともに、指定訪問看護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。</p> <p>3 指定訪問看護事業者が指定介護予防訪問看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定訪問看護の事業と指定介護予防訪問看護の事業とが同一の事業所において一体的に運営される場合は、指定介護予防サービス等基準条例第66条第1項又は第2項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項又は前項に規定する基準を満たすものとみなす。</p> <p style="text-align: center;">第4節 運営に関する基準 (管理者の責務) (☆条例第78条)</p> <p>第51条 管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。</p> <p>2 管理者は、当該指定訪問看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行わなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第67条 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護事業所において、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めなければならない。</p> <p>一 事業の目的及び運営の方針</p> <p>二 従業者の職種、員数及び職務の内容</p> <p>三 営業日及び営業時間</p>		<p>支えないものとする。なお、この場合に、区分されていなくても業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。</p> <p>② 指定訪問看護ステーションには、利用者のプライバシー保護に配慮した適切なスペースとして、利用申込の受付、相談等に対応するための相談室又は間仕切り等により設けた相談スペースを確保するものとする。</p> <p>③ 指定訪問看護に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等を備えること。ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、指定訪問看護の事業又は当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができるものとするが、感染症予防に必要な設備等については専用の設備等であることが望ましい。</p> <p>(2) 指定訪問看護を担当する医療機関の場合(居宅条例第66条第2項)</p> <p>① 指定訪問看護を担当する病院又は診療所には、指定訪問看護の事業を行うために必要な専用の区画を設ける必要がある。なお、業務に支障がないときは、指定訪問看護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りるものである。</p> <p>② 指定訪問看護事業に必要な設備及び備品等を確保する必要がある。ただし、設備及び備品等については、当該医療機関における診療用に備え付けられたものを使用することが出来るものである。</p> <p>3 運営に関する基準</p> <p>(1) 管理者の責務 ☆</p> <p>居宅条例第51条は、指定訪問看護事業所の管理者の責務を、指定訪問看護事業所の従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、当該指定訪問看護事業所の従業者に居宅条例の第4章第4節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこととしたものである。</p> <p>第3の1〔訪問介護〕の3の(3)より (②及び③は訪問看護についても同趣旨)</p>
--	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>四 指定訪問看護の内容及び利用料その他の費用の額</p> <p>五 通常の事業の実施地域（当該指定訪問看護事業所が通常時に指定訪問看護を提供する地域をいう。次条及び第70条において同じ。）</p> <p>六 緊急時等における対応方法</p> <p>七 その他運営に関する重要事項</p> <p>（勤務体制の確保等）（☆条例第78条）</p> <p>第11条 指定訪問看護事業者は、利用者に対し、適切な指定訪問看護を提供することができるよう各指定訪問看護事業所において、<u>看護師等</u>の勤務体制を定めなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護事業所において、当該指定訪問看護事業所の<u>看護師等</u>によって指定訪問看護を提供しなければならない。</p> <p>3 指定訪問看護事業者は、<u>看護師等</u>の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p>		<p>② 利用料その他の費用の額（第四号）</p> <p>「利用料」としては、法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る利用料（1割負担又は2割負担）及び法定代理受領サービスでない指定訪問看護の利用料（10割分）を、「その他の費用の額」としては、居宅条例第70条第3項により徴収が認められている交通費の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定するものであること〔略〕。</p> <p>③ 通常の事業の実施地域（第五号）</p> <p>通常の事業の実施地域は、客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではないものであること〔略〕。</p> <p>(5) 勤務体制の確保等 ☆</p> <p>居宅条例第11条は、利用者に対する適切な指定訪問看護の提供を確保するため、職員の勤務体制等について規定したものであるが、次の点に留意する必要がある。</p> <p>① 〔略〕</p> <p>② 同条第2項は、当該指定訪問看護事業所の看護師等によって指定訪問看護を提供すべきことを規定したものであるが、指定訪問看護事業所の看護師等とは、雇用契約、〔中略〕その他の契約により、当該事業所の管理者の指揮命令下にある看護師等を指すものであること。〔以下略〕</p> <p>③ 同条第3項は、当該指定訪問看護事業所の従業者たる看護師等の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。〔以下略〕</p> <p>第3の3〔訪問看護〕の3の(7)②より</p> <p>準用される居宅条例第11条については、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問看護事業所</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(内容及び手続の説明及び同意) (☆条例第78条)</p> <p>第12条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、<u>看護師等</u>の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定訪問看護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合は、前項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の同意を得て、前項の重要事項を電子情報処理組織(指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この条において同じ。))と当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該指定訪問看護事業者は、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による同意を得なければならない。</p> <p>3 電磁的方法は、利用申込者又はその家族が当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</p> <p>4 第2項後段の同意を得た指定訪問看護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により第1項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び第2項後段の同意をした場合は、この限りでない。</p> <p>(提供拒否の禁止) (☆条例第78条)</p> <p>第13条 指定訪問看護事業者は、正当な理由なく、指定訪問看護の提供を拒んではならない。</p>	<p>(電磁的方法による手続) (☆規則第13条)</p> <p>第4条 条例第12条第2項に規定する規則で定める電磁的方法は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの</p> <p>イ 指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて条例第12条第1項に規定する重要事項(以下この条において単に「重要事項」という。)を送信し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(条例第12条第2項後段に規定する電磁的方法による提供を受ける旨の同意又は同条第4項本文に規定する電磁的方法による提供を受けない旨の申出をする場合にあつては、指定訪問看護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる一定の事項を確実に記録することができる電磁的記録媒体をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法</p>	<p>の看護師等については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であつてはならないものであること。</p> <p>(6) 内容及び手続の説明及び同意 ☆</p> <p>居宅条例第12条は、指定訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問看護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定訪問看護事業所の運営規程の概要、看護師等の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定訪問看護の提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定訪問看護事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。</p> <p>(7) 提供拒否の禁止 ☆</p> <p>居宅条例第13条は、指定訪問看護事業者は、原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、要介護度</p>
---	---	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(サービス提供困難時の対応)</p> <p>第68条 指定訪問看護事業者は、利用申込者の病状、当該指定訪問看護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、自ら必要な指定訪問看護を提供することが困難であると認める場合は、主治の医師及び当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡を行い、他の指定訪問看護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(受給資格等の確認) (☆条例第78条)</p> <p>第15条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認しなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問看護を提供するよう努めなければならない。</p> <p>(要介護認定の申請に係る援助) (☆条例第78条)</p> <p>第16条 指定訪問看護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>		<p>や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。〔中略〕提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合、その他利用申込者に対し自ら適切な指定訪問看護を提供することが困難な場合である。</p> <p>(1) サービス提供困難時の対応</p> <p>指定訪問看護事業者が、指定訪問看護の提供を拒否する正当な理由としては、第3の1〔訪問介護〕の3の(7)に示した理由のほか、利用申込者の病状等により、自ら適切な訪問看護の提供が困難と判断した場合が該当するが、これらの場合には、居宅条例第68条の規定により、指定訪問看護事業者は、主治医及び居宅介護支援事業者への連絡を行い、適当な他の指定訪問看護事業者等を紹介する等の必要な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(9) 受給資格等の確認 ☆</p> <p>① 居宅条例第15条第1項は、指定訪問看護の利用に係る費用につき保険給付を受けることができるのは、要介護認定を受けている被保険者に限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめなければならないこととしたものである。</p> <p>② 同条第2項は、利用者の被保険者証に、指定居宅サービスの適切かつ有効な利用等に関し当該被保険者が留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、指定訪問看護事業者は、これに配慮して指定訪問看護を提供するよう努めるべきことを規定したものである。</p> <p>(10) 要介護認定の申請に係る援助 ☆</p> <p>① 居宅条例第16条第1項は、要介護認定の申請がなされていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、指定訪問看護の利用に係る費用が保険給付の対象となりうることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならないこととしたもの</p>
--	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>2 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）（☆条例第78条）</p> <p>第17条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、病歴、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（居宅介護支援事業者等との連携）</p> <p>第69条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に当たっては、<u>居宅介護支援事業者等</u>との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）（☆条例第78条）</p> <p>第19条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際しては、利用申込者が介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨の区市町村への届出等により、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨の説明、居宅介護支援事業者に関する情報の提供その他の法定代理受領サービスの提供のために必要な援助を行わなければならない。</p>		<p>である。</p> <p>② 同条第2項は、要介護認定を継続し、継続して保険給付を受けるためには要介護更新認定を受けなければならないこと及び当該認定が申請の日から30日以内に行われることとされていることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(11) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ☆</p> <p>居宅条例第19条は、施行規則第64条第一号イ又はロに該当する利用者は、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、施行規則第64条第一号イ又はロに該当しない利用申込者又はその家族に対し、指定訪問看護の提供を法定代理受領サービスとして受けるための要件の説明、居宅介護支援事業者に関する情報提供その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p>
---	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供) (☆条例第78条)</p> <p>第20条 指定訪問看護事業者は、居宅サービス計画(施行規則第64条第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定訪問看護を提供しなければならない。</p> <p>(居宅サービス計画等の変更の援助) (☆条例第78条)</p> <p>第21条 指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。</p> <p>(身分を証する書類の携行) (☆条例第78条)</p> <p>第22条 指定訪問看護事業者は、<u>看護師等</u>に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。</p> <p>(サービスの提供の記録) (☆条例第78条)</p> <p>第23条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日及び内容、当該指定訪問看護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。</p>		<p>(12) 居宅サービス計画等の変更の援助 ☆</p> <p>居宅条例第21条は、指定訪問看護を法定代理受領サービスとして提供するためには当該指定訪問看護が居宅サービス計画(法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。)に位置付けられている必要があることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、指定訪問看護事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行わなければならないこととしたものである。</p> <p>(13) 身分を証する書類の携行 ☆</p> <p>居宅条例第22条は、利用者が安心して指定訪問看護の提供を受けられるよう、指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の看護師等に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならないこととしたものである。この証書等には、当該指定訪問看護事業所の名称、当該看護師等の氏名を記載するものとし、当該看護師等の写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。</p> <p>(14) サービスの提供の記録 ☆</p> <p>① 居宅条例第23条第1項は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、当該指定訪問看護の提供日、提供時間、内容〔中略〕、保険給付の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととした</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しなければならない。</p> <p>(利用料等の受領)</p> <p>第70条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問看護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定訪問看護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額及び指定訪問看護に係る居宅介護サービス費用基準額と、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第88条第1項に規定する指定訪問看護又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第64条第1項に規定する療養の給付若しくは同法第78条第1項に規定する指定訪問看護に要する費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。</p>		<p>ものである。</p> <p>② 同条第2項は、当該指定訪問看護の提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。</p> <p>なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、居宅条例第70条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。</p> <p>(2) 利用料等の受領</p> <p>① 居宅条例第70条第1項、第3項及び第4項については、第3の1〔訪問介護〕の3の(14)の①、③及び④を参照されたいこと。</p> <p>〔第3の1〔訪問介護〕の3の(15)の①より〕</p> <p>① 居宅条例第70条第1項は、指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定訪問看護についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の1割又は2割（法第50条若しくは第60条又は第69条第3項の規定の適用により保険給付の率が9割又は8割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。</p> <p>② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定訪問看護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額及び法定代理受領サービスである指定訪問看護に係る費用の額と、医療保険給付又は訪問看護療養費の対象となる健康保険法上の指定訪問看護の費用の額との間に不合理な差異を設けてはならないこととしたものであること。</p> <p>なお、そもそも介護保険給付、医療保険給付又は訪問看護療養費の給付対象となる訪問看護と明確に区分されるサービスについては、第3の1の3の(15)の②のなお書きを参照されたいこと。</p> <p>〔第3の1〔訪問介護〕の3の(15)の②より〕</p> <p>〔略〕なお、指定訪問看護のサービスとは別に、介護保険外サービス（介護保険給付の対象とならない、指定訪問看護のサービスと明確に区分されるサービス）を提供する場合に</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>3 指定訪問看護事業者は、前2項に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行った場合は、それに要した交通費の額の支払を当該利用者から受けることができる。</p> <p>4 指定訪問看護事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>(保険給付の申請に必要となる証明書の交付) (☆ 条例第78条)</p> <p>第25条 指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定訪問看護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>(指定訪問看護の基本取扱方針)</p> <p>第71条 指定訪問看護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、療養上の目標を設定し、計画的に行われなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、提供する指定訪問看護</p>		<p>は、利用者にわかりやすいように、指定訪問看護事業とは別事業として分けし、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。</p> <p>イ 利用者に、当該事業が指定訪問看護の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。</p> <p>ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定訪問看護事業所の運営規程とは別に定められていること。</p> <p>ハ 会計が指定訪問看護の事業の会計と区分されていること。</p> <p>[第3の1〔訪問介護〕の3の(15)の③より]</p> <p>③ 同条第3項は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供に関して、前2項の利用料のほかに、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問看護を行う場合の交通費(移動に要する実費)の支払を利用者から受けることができるとし、保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。</p> <p>[第3の1〔訪問介護〕の3の(15)の④より]</p> <p>④ 同条第4項は、指定訪問看護事業者は、前項の交通費の支払を受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。</p> <p>(16) 保険給付の請求のための証明書の交付 ☆</p> <p>居宅条例第25条は、利用者が特別区及び市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、指定訪問看護事業者は、法定代理受領サービスでない指定訪問看護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定訪問看護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならないこととしたものである。</p> <p>(3) 指定訪問看護の基本取扱方針及び具体的取扱方針</p> <p>居宅条例第71条及び第72条にいう指定訪問看護の取扱方針において、特に留意すべきことは、次のとおりであること。</p>
--	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。</p> <p>(指定訪問看護の具体的取扱方針)</p> <p>第72条 指定訪問看護の具体的な取扱いは、第63条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによらなければならない。</p> <p>一 主治の医師との密接な連携及び第74条第1項に規定する訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう適切に行うとともに、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、指導又は説明を行うこと。</p> <p>二 医学の進歩に対応し、適切な看護技術をもって、指定訪問看護の提供を行うこととし、特殊な看護等を行わないこと。</p> <p>三 常に利用者の病状、心身の状況及び置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うこと。</p> <p>(主治の医師との関係)</p> <p>第73条 指定訪問看護事業所の管理者は、主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示を文書により受けなければならない。</p> <p>3 指定訪問看護事業者は、主治の医師に次条第1項に規定する訪問看護計画及び次条第四項に規定する訪問看護報告を提出し、指定訪問看護の提供に当たって主治の医師との密接な連携を図らなければならない。</p> <p>4 当該指定訪問看護事業所が指定訪問看護を担当する医療機関である場合は、前2項の規定にかかわらず、第2項の主治の医師の文書による指示並びに前項の訪問看護計画及び訪問看護報告の提出は、診療録その他の診療に関する記録（以下「診療記録」という。）への記載をもって代えることができる。</p>		<p>① 指定訪問看護は、利用者の心身の状態を踏まえ、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、主治医との密接な連携のもとに訪問看護計画に沿って行うこととしたものであること。</p> <p>② 指定訪問看護の提供については、目標達成の度合いやその効果等について評価を行うとともに、訪問看護計画の修正を行い改善を図る等に努めなければならないものであること。</p> <p>③ 利用者の健康状態と経過、看護の目標や内容、具体的な方法その他療養上必要な事項について利用者及び家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うこと。</p> <p>④ 指定訪問看護の提供に当たっては、医学の進歩に沿った適切な看護技術をもって対応できるように、新しい技術の習得等、研鑽を積むことを定めたものであること。</p> <p>⑤ 医学の立場を堅持し、広く一般に認められていない看護等については行ってはならないこと。</p> <p>(4) 主治医との関係（居宅条例第73条）</p> <p>① 指定訪問看護事業所の管理者は、利用者の主治医が発行する訪問看護指示の文書（以下、第3の3において「指示書」という。）に基づき指定訪問看護が行われるよう、主治医との連絡調整、指定訪問看護の提供を担当する看護師等の監督等必要な管理を行わなければならないこと。なお、主治医とは、利用申込者の選定により加療している医師をいい、主治医以外の複数の医師から指示書の交付を受けることはできないものであること。</p> <p>② 居宅条例第73条第2項は、指定訪問看護の利用対象者は、その主治医が指定訪問看護の必要性を認めたものに限られるものであることを踏まえ、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の提供の開始に際しては、指示書の交付を受けなければならないこととしたものであること。</p> <p>③ 指定訪問看護事業所の管理者は、主治医と連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、定期的に訪問看護計画書及び訪問看護報告書を主治医に提出しなければならないこと。</p> <p><u>④ 指定訪問看護ステーションが主治医に提出する訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、書面又は電子的な方法により主治医に提出できるものとする。ただし、電子的方法によって、個々の利用者の訪問看護に関する計画等を主治医に提出する場合は、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境を確保するとともに、書面に</u></p>
---	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(訪問看護計画及び訪問看護報告の作成)</p> <p>第74条 看護師等（准看護師を除く。以下この条において同じ。）は、利用者の希望、主治の医師の指示及び当該利用者の心身の状況等を踏まえて、療養上の目標、当該目標を達成するための具体的な指定訪問看護の内容等を記載した訪問看護計画（以下この条において「訪問看護計画」という。）を作成しなければならない。この場合において、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。</p> <p>2 看護師等は、訪問看護計画の作成に当たっては、当該訪問看護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。</p> <p>3 看護師等は、訪問看護計画を作成した際には、当該訪問看護計画を利用者に交付しなければならない。</p> <p>4 看護師等は、訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告（以下この条において「訪問看護報告」という。）を作成しなければならない。</p> <p>5 指定訪問看護事業所の管理者は、訪問看護計画及び訪問看護報告の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。</p> <p>6 前条第4項の規定は、訪問看護計画及び訪問看護報告の作成について準用する。</p>		<p><u>おける署名又は記名・押印に代わり、厚生労働省の定める準拠性監査基準を満たす保健医療福祉分野の公開鍵基盤（HPKI：Healthcare Public Key Infrastructure）による電子署名を施すこと。</u></p> <p>⑤ 指定訪問看護の実施に当たっては、特に医療施設内の場合と異なり、看護師等が単独で行うことに十分留意するとともに慎重な状況判断等が要求されることを踏まえ、主治医との密接かつ適切な連携を図ること。</p> <p>⑥ 保険医療機関が指定訪問看護事業者である場合には、主治医の指示は診療録に記載されるもので差し支えないこと。また、訪問看護計画書及び訪問看護報告書についても看護記録等の診療記録に記載されるもので差し支えないこと。</p> <p>(5) 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成</p> <p>① 居宅条例第74条は、看護師等（准看護師を除く。）が利用者ごとに、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成することとしたものである。</p> <p>② 看護師等は、訪問看護計画書には、利用者の希望及び心身の状況、主治医の指示等を踏まえて、看護目標、具体的なサービス内容等を記載する。なお、既に居宅サービス計画等が作成されている場合には、当該計画に沿って訪問看護の計画を立案する。</p> <p>③ 看護師等は、訪問看護計画書の目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行う必要がある。</p> <p>④ 訪問看護計画書は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。</p> <p>なお、訪問看護計画書を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該訪問看護計画書が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。</p> <p>⑤ 訪問看護計画書は、利用者の希望、主治医の指示及び心身の状況を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、看護師等は、訪問看護計画書の作成に当たっては、その内容及び理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士による指定訪問看護については、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであること等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該訪問看護計画書を利用者に交付しなければならない。</p> <p>なお、交付した訪問看護計画書は、居宅条例第77条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(同居家族に対する訪問看護の禁止)</p> <p>第75条 指定訪問看護事業者は、看護師等に、利用者が当該看護師等の同居の家族である場合は、当該利用者に対する指定訪問看護の提供をさせてはならない。</p> <p>(利用者に関する区市町村への通知) (☆条例第78条)</p> <p>第30条 指定訪問看護事業者は、利用者が正当な理</p>		<p>⑥ 指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、居宅条例第73条第4項により、主治の医師への訪問看護計画書の提出は、診療記録への記載をもって代えることができることとされているため、居宅条例第74条第3項に基づく訪問看護計画書の交付については、「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて」(平成12年3月30日老企第55号)に定める訪問看護計画書を参考に各事業所ごとに定めるものを交付することで差し支えない。</p> <p>⑦ 看護師等は、訪問看護報告書には、訪問を行った日、提供した看護内容、サービス提供結果等を記載する。なお、居宅条例第74条に規定する報告書は、訪問の都度記載する記録とは異なり、主治医に定期的に提出するものをいい、当該報告書の記載と先に主治医に提出した訪問看護計画書(当該計画書を居宅条例第73条第4項において診療記録の記載をもって代えた場合を含む。)の記載において重複する箇所がある場合は、当該報告書における重複箇所の記載を省略しても差し支えないこととする。</p> <p><u>⑧ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が指定訪問看護を提供している利用者については、訪問看護計画書及び訪問看護報告書は、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が提供する内容についても、一体的に含むものとし、看護職員(准看護師を除く。)と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携し作成すること。</u></p> <p>⑨ 管理者にあつては、訪問看護計画に沿った実施状況を把握し、計画書及び報告書に関し、助言、指導等必要な管理を行わなければならない。</p> <p>⑩ 指定訪問看護事業者は、主治医との連携を図り、適切な指定訪問看護を提供するため、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を定期的に主治医に提出しなければならない。</p> <p>⑪ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定訪問看護事業者については、第3の1の3の(18)の⑥を準用する。この場合において、「訪問介護計画」とあるのは「訪問看護計画」と読み替える。</p> <p>(19) 利用者に関する特別区及び市町村への通知☆居宅条例第30条は、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>由なく、指定訪問看護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。</p> <p>(緊急時等の対応)</p> <p>第76条 看護師等は、現に指定訪問看護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師への連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(衛生管理等) (☆条例第78条)</p> <p>第32条 指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。</p> <p>(掲示) (☆条例第78条)</p> <p>第33条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、看護師等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。</p> <p>(秘密保持等) (☆条例第78条)</p> <p>第34条 指定訪問看護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p>		<p>行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、特別区及び市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定訪問看護事業者が、その利用者に関し、保険給付の適正化の観点から特別区及び市町村に通知しなければならない事由を列記したものである。</p> <p>(21) 衛生管理等 ☆</p> <p>居宅条例第32条は、指定訪問看護事業者は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定訪問看護事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定訪問看護事業者は、看護師等が感染源となることを予防し、また看護師等を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。</p> <p>(22) 秘密保持等 ☆</p> <p>① 居宅条例第34条第1項は、指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務づけたものである。</p> <p>② 同条第2項は、指定訪問看護事業者に対して、過去に当該指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務づけたものであり、具体的には、指定訪問看護事業者は、当該指定訪問看護事業所の看護師等その他の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>3 指定訪問看護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあっては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得なければならない。</p> <p>(広告) (☆条例第78条)</p> <p>第35条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにならなければならない。</p> <p>(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)(☆条例第78条)</p> <p>第36条 指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者により特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(苦情処理) (☆条例第78条)</p> <p>第37条 指定訪問看護事業者は、利用者及びその家族からの指定訪問看護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。</p>		<p>を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。</p> <p>③ 同条第3項は、看護師等がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、指定訪問看護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。</p> <p>(24) 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ☆</p> <p>居宅条例第36条は、居宅介護支援の公正中立性を確保するために、指定訪問看護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならないこととしたものである。</p> <p>(25) 苦情処理 ☆</p> <p>① 居宅条例第37条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。</p> <p>② 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定訪問看護事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情(指定訪問看護事業者が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の受付日、その内容等を記録することを義務づけたものである。</p> <p>また、指定訪問看護事業者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。</p> <p>なお、居宅条例第77条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。</p>
---	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>3 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関し、法第23条の規定による区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員が行う質問若しくは照会に応じるとともに、利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力し、当該区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該区市町村からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。</p> <p>4 指定訪問看護事業者は、提供した指定訪問看護に関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保健法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第176条第1項第三号の規定による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該国民健康保険団体連合会からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。</p> <p>（地域との連携）（☆条例第78条）</p> <p>第38条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護の事業の運営に当たっては、区市町村が実施する社会福祉に関する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>（事故発生時の対応）（☆条例第78条）</p> <p>第39条 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置についての記録その他必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。</p>		<p>らない。</p> <p>③ 居宅条例第37条第3項は、法上、苦情処理に関する業務を行うことが位置付けられている国民健康保険団体連合会のみならず、住民に最も身近な行政庁であり、かつ、保険者である特別区及び市町村が、サービスに関する苦情に対応する必要が生ずることから、特別区及び市町村についても国民健康保険団体連合会と同様に、指定訪問看護事業者に対する苦情に関する調査や指導、助言を行えることを運営基準上、明確にしたものである。</p> <p><u>(26)</u> 地域との連携 ☆</p> <p>居宅条例第38条は、居宅条例第3条第2項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、特別区及び市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。</p> <p>なお、「特別区及び市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く特別区及び市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。</p> <p><u>(27)</u> 事故発生時の対応 ☆</p> <p>居宅条例第39条は、利用者が安心して指定訪問看護の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、特別区及び市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととしたものである。</p> <p>また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならないこととしたものである。</p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(会計の区分) (☆条例第78条)</p> <p>第40条 指定訪問看護事業者は、各指定訪問看護事業所において経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第77条 指定訪問看護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しなければならない。</p> <p>2 指定訪問看護事業者は、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しなければならない。</p> <p>一 第73条第2項に規定する主治の医師による指示の文書</p> <p>二 訪問看護計画</p> <p>三 訪問看護報告</p> <p>四 次条において準用する第23条第2項に規定する提供したサービスの具体的な内容等の記録</p> <p>五 次条において準用する第30条に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>六 次条において準用する第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>七 次条において準用する第39条第1項に規定する事故の状況及び処置についての記録</p>		<p>なお、居宅条例第77条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。</p> <p>このほか、以下の点に留意するものとする。</p> <p>① 利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定訪問看護事業者が定めておくことが望ましいこと。</p> <p>② 指定訪問看護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。</p> <p>③ 指定訪問看護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。</p> <p>(28) 会計の区分 ☆</p> <p>居宅条例第40条は、指定訪問看護事業者は、指定訪問看護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問看護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこととしたものであるが、具体的な会計処理の方法等については、別に通知するところによるものであること。</p> <p>※介護保険の給付対象事業における会計の区分について (平成13年3月28日 老振発第18号)</p> <p>※指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて (平成12年3月10日 老計第8号)</p> <p>(6) 記録の整備</p> <p>指定訪問看護事業所が保険医療機関である場合は、居宅条例第77条により整備すべき記録のうち、指示書、訪問看護計画書及び訪問看護報告書については、診療録及び診療記録の保存でも差し支えない。</p> <p>※訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて (平成12年3月30日 老企第55号)</p>
---	--	---

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

<p>(準用)</p> <p>第78条 第11条から第13条まで、第15条から第17条まで、第19条から第23条まで、第25条、第30条、第32条から第40条まで及び第51条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。この場合において、第11条及び第12条第1項中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と、第17条中「心身の状況」とあるのは「心身の状況、病歴」と、第22条、第32条第1項及び第33条中「訪問介護員等」とあるのは「看護師等」と読み替えるものとする。</p> <p>附 則(平成25年条例第71号) この条例は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則(平成26年条例第54号) この条例は、平成26年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則(平成26年条例第164号)</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>附 則(平成27年条例第81号)</u> <u>この条例は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(準用)</p> <p>第13条 第4条の規定は、指定訪問看護の事業について準用する。</p> <p>附 則 (平成25年規則第26号) この規則は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (平成27年規則第58号)</u> <u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(7) 準用</p> <p>居宅条例第七十八条の規定により、居宅条例第十一条から第十三条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、第三十二条から<u>第三十五条まで、第三十六条から</u>第四十条まで及び第五十一条の規定は、指定訪問看護の事業について準用されるものであるため、第三の一の3の<u>(5)から(7)まで、(9)から(14)まで、(16)、(19)、(21)、(22)及び(24)から(28)</u>まで並びに第三の二の3の(1)を参照されたい。この場合において、次の点に留意するものとする</p> <p>① 居宅条例第17条(心身の状況等の把握)中「心身の状況」とあるのは、「心身の状況、病歴」と読み替えられること。</p> <p>② 準用される居宅条例第11条については、指定訪問看護ステーションにおいては、原則として月ごとの勤務表を作成し、看護師等については、日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。指定訪問看護を担当する医療機関においては、指定訪問看護事業所ごとに、指定訪問看護に従事する看護師等を明確にし、原則として月ごとの勤務表を作成し、それらの者の職務の内容、常勤・非常勤の別等を明確にすること。なお、指定訪問看護事業所の看護師等については、労働者派遣法に規定する派遣労働者(紹介予定派遣に係る者を除く。)であってはならないものであること。</p> <p>附 則 この要領は、平成25年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (26福保高介第763号) この要領は、平成26年9月12日から施行する。</p> <p>附 則 (26福保高介第1788号) この要領は、平成27年4月1日から施行する。 ただし、第3の1の3の(2)②「利用料その他費用の額」における「2割負担」の規定、(14)「利用料等の受領」①における「2割」及び「8割」の規定、4の(5)「運営に関する基準」における「100分の80」の規定、第3の2の4の(4)「運営に関する基準」における「100分の80」の規定、第3の6の4の(3)「運営に関する基準」における「100分の80」の規定、第3の8の5の(4)「運営に関する基準」における「100分の80」の規定、第3の11の3の(1)①「指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額」における「2割負担」の規定、4の(2)「準用」における「100分の80」の規定は、平成27年8月1日から適用する。</p> <p><u>附 則 (30福保高介第59号)</u> <u>この要領は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>
--	--	--

*本資料は、東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準を理解するための参考として活用してください。正式の条例・規則については、東京都例規集で御確認ください。

